

申請の要件	9 容器、附属品の検査又は再検査
申請に関する説明	<p>高圧ガスを充填する容器又は容器の附属品を製造又は輸入した者は、市長が行う容器検査又は附属品検査を受ける必要があり、これに合格したものとして刻印等の掲示がなされているものでなければ、譲渡し、又は引き渡してはなりません。また、容器及び容器の附属品で、一定の期間を経過したもの又は損傷を受けたものについても、市長が行う再検査を受ける必要があります。ただし、容器検査及び附属品検査にあつては、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査並びに容器再検査及び附属品再検査にあつては、経済産業大臣、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行う検査を受けた場合を除きます。</p>
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第44条第1項、第48条第1項第3号及び第5号、第49条第1項、第49条の2並びに第49条の4
関係条項	第44条第4項、第45条、第49条第2項、第49条の2第4項及び第49条の4第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第6条、第7条、第8条、第13条、第16条、第17条、第18条、第25条、第26条、第28条、第29条、第36条、第37条及び第38条 ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第4条の2、第5条、第6条、第10条、第11条、第16条、第17条、第19条、第20条、第27条及び第28条 ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について （令和元年6月14日20190606保局第7号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について （令和元年6月14日20190606保局第8号）
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額